

主 文

原判決を破棄し、第一審判決を取り消す。

被上告人が昭和三三年九月一六日上告人に対してした關稅賦課處分は無効であることを確認する。

訴訟の総費用は被上告人の負担とする。

理 由

上告代理人押谷富三、同田宮敏元の上告理由第一点および第二点について。

合衆国軍隊の構成員が自己若しくは家族の私用に供するために輸入する自動車は、昭和二七年法律第一一二号關稅法等の臨時特例に関する法律六条によつて關稅を免除されるが、合衆国軍隊の関係人以外の者がこれを日本国内において譲り受けようとするときは、同法一二条一項によつてその譲受行為が輸入とみなされ、關稅法の適用を受ける。そして、本件に適用される旧關稅法（明治三二年法律第六一号、但し、昭和二七年法律第一九八号による改正後のもの。以下同じ。）八三条の規定によれば、犯罪貨物は犯人または惡意の取得者から没収し（一項、二項）、没収不能のときは、犯人からその原価を追徴する（三項）とともに、「犯則當時ノ貨物ノ所有者」から当該貨物の關稅を國稅徵収法の例によつて徵収する（四項）こととなつてゐる。ところで、輸入申告、關稅納付、輸入免許等の事前手続を経ないで免税自動車を譲り受け、これを引き取れば、その引取時において、直ちに、右關稅法七五条一項の關稅逋脱犯が成立することは、当小法廷昭和四〇年九月四日決定（刑集一九巻六号六一〇頁）の示すところであり、また、同法八三条三項にいう「犯則」とは、必ずしも逋脱犯に限られるわけではない（昭和三三年一月三〇日第一小法廷判決、刑集一二巻一号九四頁参照）、犯罪貨物の運搬、寄藏、收受、故買、牙保等同条一項所掲の犯罪でなければならない、と解するのが相当である。

原判決（およびその引用にかかる第一審判決）の確定した事実によれば、本件

自動車は、もと合衆国軍隊の構成員が私用に供するために輸入した免税自動車であつて、通関手続未了のまま、D、Eへと順次譲渡され、右Eにおいて所有していたが、上告人会社の代表取締役Fが昭和二八年初め頃同人からこれを買い受け、その頃引渡しを了したものであり、右Fは同年一二月初め頃いわゆる自動車ブローカーGらに通関手続を依頼したところ、右Gらは同月二五日通関書類を偽造して兵庫県陸運事務所に提出行使し、Hなる虚無人名義で新規の登録を受け、即日上告人会社名義に登録換えを行ない、その頃までに本件自動車の所有権も、右Fから上告人会社に移転されていた、また、その後、右Gは、本件自動車に関する関税逋脱の罪に問われた、というのである。以上の事実関係の下においては、前記Gが税関貨物取扱人法（明治三四年法律第二八号）にいう正規の税関貨物取扱人であつたとしても、同人の前示所為は、刑法上の文書偽造等の罪を構成するのは格別、関税逋脱等前記関税法八三条一項所掲の犯罪に該当せず、したがつて、上告人会社は、同条四項にいう「犯則當時ノ貨物ノ所有者」にあたらないといわざるを得ない。

されば、論旨は、理由があり、原判決およびこれと同趣旨に出た第一審判決は、その余の上告理由について判断を加えるまでもなく、破棄または取消を免かれない。そして、上告人の本訴第一次的請求は、これを認容すべきものとする。

よつて、民訴法四〇八条一号、三九六条、第三八六条、九六条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	奥	野	健	一
裁判官	草	鹿	浅	之 介
裁判官	城	戸	芳	彦
裁判官	石	田	和	外